

令和5年度 指定管理者運営評価シート

所管課	スポーツ推進課
-----	---------

1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立中央体育館（武道場含む）、西宮市立中央多目的グラウンド、西宮市立中央テニスコート、西宮市立陸上競技場、西宮市立中央体育館分館、西宮市立北夙川体育館、西宮市立樋の池テニスコート、西宮市立樋の池プール、西宮市立塩瀬体育館、西宮市立塩瀬テニスコート、西宮市立中央体育館分館野球場、西宮市立高座山野球場、西宮市立流通東体育館、西宮市立流通東野球場、西宮市立流通東テニスコート、西宮市立山口町船坂多目的グラウンド
所在地	西宮市河原町1番16号 他
施設概要	中央体育館には体育室（アリーナ）・会議室があり、併設している武道場には格技場・柔道場・剣道場がある。地区館には体育室・会議室・軽スポーツ室などが設置され、クォーターテニス・バスケットボールなどの球技から武道まで幅広く利用されている。陸上競技場（第4種公認）では陸上競技のほかにも、フィールド（球技場）部分を使用してサッカーなどの球技でも利用されている。そのほかの屋外施設としては、多目的グラウンドや野球場、テニスコートがある。夏期には北夙川体育館に併設された樋の池プールがオープンし、多くの家族連れに利用されている。
施設の設置目的	あらゆる世代の市民が快適かつ安心してスポーツに親しめる場を提供し、スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、市民の心身の健全な発達を促進するため。

2. 指定管理者

指定管理者	団体名	公益財団法人西宮スポーツセンター	指定期間	開始日	平成 30 年 4 月 1 日
	所在地	西宮市河原町1番24号		終了日	令和 5 年 3 月 31 日
選定方法	非公募・公募		評価対象年	指定期間 5 年のうち 5 年目	

3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	施設の老朽化により施設・設備に劣化箇所が随所に見受けられる状況にある。市所管課と協議しつつ、指定管理者の施設管理担当者が主担当として、施設内外を巡回・点検している。具体的には、ネット、フェンス、照明器具、排煙装置、散水栓、トイレ、運動施設備品など事故等の危険度の高い箇所や利用頻度の高い箇所、満足度向上につながる箇所を優先して補修等を実施した。 維持管理・補修等に当たっては、仕様書に基づき、また関係法令に規定された管理基準を遵守して、施設や設備、備品が安全な状態を保てるよう日常点検を行っている。さらに、業務日誌を活用し、施設の状態、点検、清掃箇所等を職員間で情報共有を行い、施設設備が良好に維持できるような体制をとっている。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として消毒液・石鹸の設置、施設の消毒作業などを実施している。
②施設の事業・運営関係	「西宮市運動施設条例」等に基づいて、利用者にとって公平で安全に使用できるよう効率的な運営を行っている。また、大会や大規模な試合開催にあたり、事前に利用団体との打ち合わせを実施し、事故発生防止及びスムーズな運営が図られるよう、施設開設時間の延長、体育館や駐車場整理等のサポート体制をとっている。施設の予約については、施設予約システム（スポーツネットにしのみや）によって、施設の使用許可に伴う事務、使用料の徴収及び統計作成業務等を行った。 生涯スポーツの振興に関する事業として、ライフステージに合わせた体操教室、テニス教室、バスケットボール教室、バレーボール教室、卓球教室、クォーターテニス教室、ベースボールスクール等のスポーツ教室・イベントを企画・運営した。 体育室の全日稼働率は、中央体育館が88%（R3年度：90%）、中央体育館分館が93%（R3年度：94%）、北夙川体育館が89%（R3年度：90%）、流通東体育館が64%（R3年度：66%）、塩瀬体育館が64%（R3年度：66%）となり、前年と比較して若干減少している。 労働実態調査の結果：労働基準法をはじめとする関連法令を遵守しており、また労働条件等に関して適切なものであった。 調査結果後の指示事項：なし
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	当初及び指定期間中の提案： ①安全・快適に利用できる管理運営と利用者の立場に立ったサポートの提供（野球場・グラウンド整備、器具貸出、開館時間延長、植栽管理、緑化推進、環境への配慮、職員の資質向上、感染症予防対策等） ②時代のニーズに合った安定感のある質の高いサービスの提供 取組結果： ①南部・北部地域ともに各世代に応じたスポーツプログラムを提供し、スポーツ教室等参加人数は延べ46,218人（R3年度：47,182人）となった。 ②野球場・グラウンドでは、安全性・快適性・利便性などにかかわる箇所を優先して修繕・整備・除草などを実施し、良好なグラウンドの状態を維持した。 ③一般開放等で器具の無料貸出を実施し、気軽にスポーツに参加できる環境を提供した。 ④体育館及び駐車場周辺で環境衛生の保持や施設的美観に取り組んだ。 ⑤職員の資質の維持、向上を図るため、職員研修（接遇研修・応急手当技術取得・防火管理技術取得等）を実施した。 ⑥中央テニスコート、塩瀬テニスコート、高座山野球場等で開館時間の延長を実施した。 ⑦新型コロナウイルス感染症予防対策（消毒液設置など）を実施し、感染予防に努めた。 今後の改善点： 各種会議・研修を実施し、職員の資質の維持、向上を図る。また、日々の点検結果により、経年劣化した施設の修繕や美観の維持・改善を行う。引き続き、感染症予防対策を行うとともに、利用者が利用しやすい環境作りに努めること。自主事業の充実を図り、スポーツの普及・推進に取り組む。

施設利用状況(量)を示す指標名		単位	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
①	中央体育館・多目的G・テニスコート、陸上競技場	件	14,068	13,752	13,058	11,437	14,000
②	中央体育館分館	件	2,208	1,815	2,488	2,630	2,700
③	北夙川体育館・テニスコート	件	6,548	6,008	6,165	6,353	6,500
④	塩瀬体育館・野球場・テニスコート	件	6,041	5,688	6,077	5,831	6,500
⑤	流通東体育館・野球場・多目的G・テニスコート	件	4,011	4,269	4,889	4,529	5,000
年間利用件数 合計		件	32,876	31,532	32,677	30,780	34,700
⑥	一般開放年間利用人数	人	23,103	20,732	12,994	23,933	24,000

#### 4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	実施日：令和4年10月 手法：施設利用者に対して配布 / 回収数：867名
②利用者アンケート等の結果	施設・設備のコンディション、清掃状況、職員の対応、利用方法について満足度を調査し、概ね高い評価を得ている。総合評価については、7割の回答者より「満足」、「やや満足」の評価であった。 また、スポーツ教室の数については、「今のままでよい」との回答が7割と大多数を占めている。 設備関係では、体育室への冷房機器の新規設置やトイレなどに関する要望が多数あった。
③結果からの改善点など	満足度については、上位の評価が増加するよう、引き続きサービス向上に努めること。 修繕や丁寧な清掃を行い、清潔で安全・快適な施設の維持に努めること。 各スポーツ教室については、一般利用とのバランスをみなぎらライフステージ・ニーズに合わせた各種教室の開催を行うこと。 施設・設備の老朽化については、市と協議し検討していくこと。 サービスが公平・公正に行き渡り、利用者に気持ちよく利用していただけるよう、研修等を通じて職員の資質向上に努めること。

#### 5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	当法人は市が100%出資する外郭団体であり、法人本体の経営状態について、「貸借対照表」及び「正味財産増減計算書」等から「流動性」、「安全性」及び「収益性」の観点より経営分析を実施したところ、経常費用が増加し、当期一般正味財産増減額は赤字額を計上することになったが、新型コロナウイルス感染症の影響も緩和され、経常収益も増加しており、概ね健全と評価した。 公益目的事業は、低廉な価格であらゆる世代を対象として各種スポーツ推進事業を展開しており、収益の確保を主たる目的とはしておらず、収益性は低い。
②評価結果を受けての指示事項	新型コロナウイルス感染症が収束へと向かう中、今後はアフターコロナに柔軟に対応していける体制づくりに取り組む必要がある。

#### 6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位：千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(年度協定額)
指定管理料	194,403	195,634	195,750	195,866	202,532
うち修繕料	(29,430)	(29,700)	(29,700)	(29,700)	(29,700)
補足説明	「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合にのみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。 当該指定管理施設の比較的大規模な改修工事や備品(新規・買替)等については、緊急性・必要性などを総合的に判断して市所管課が負担している。また、光熱水費についても、市所管課が負担している。				

#### 7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位：千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(予算)
使用料(駐車場使用料含む)	122,697	124,693	145,292	133,209	150,142
光熱水費・ロッカー-使用者負担金収入	1,382	661	1,751	689	762
自販機電気代	717	717	717	745	784
行政財産目的外使用料	841	794	568	632	584
その他の収入	3,814	3,032	3,197	3,336	3,529
合計	129,451	129,897	151,525	138,610	155,801
補足説明	「その他の収入」には、自動販売機取扱収入、広告料収入等を記入している。R1年度(決算)より、自販機取扱収入が売上9%から25%に変更している。千円未満は、四捨五入しているため、合計額が合わないときがある。 ※令和2年7月から、施設・器具使用料の改定を実施。冷暖房費用は中央・体育室のみ徴収し、それ以外は廃止。				

#### 8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	毎月1回開催している月次連絡会や現地調査を含むモニタリングなどを通じて、事務処理・施設管理が、仕様書等に即しておおむね適正に行われていることを確認した。 各種書類の保管状況、非常時・緊急時対応、施設の維持管理業務、料金徴収事務、利用促進業務、自主事業、個人情報の取り扱い、利用者への対応などについては適合またはおおむね適合していると判断した。(現地調査による個別の指摘事項は以下②のとおり。) また、施設設備等の老朽化に伴う軽微な補修については迅速に対応し、利用者の利便性や安全確保のため、市とも情報共有しつつ、適切な施設管理が行われた。 自主事業では、施設の利用促進及び誰もが気軽にスポーツができる環境の提供に努めた。
②指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付職員に業務引継が行えるよう日報の情報共有を徹底すること。</li> <li>・非常時・緊急時の連絡先を更新すること。</li> <li>・物品購入明細を明確にすること。</li> <li>・利用者からの意見、要望、クレーム等については、月次報告において適切に報告すること。</li> </ul>